

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げるかれい固定式刺し網漁業について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和4年7月29日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置							許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
かれい固定式刺し網漁業	釧路・昆布森海域	次の点1から162度00分の線以東と、点2、点3、点4、点5を結ぶ線及び点5から170度00分の線以西の海域 点1 北緯42度59分48秒東経144度13分23秒(日本測地系:北緯42度59分39秒東経144度13分38秒) 点2 厚岸町と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点3 点2と大黒島南端を結んだ線上、点2から4,500メートルの点 点4 尻羽岬東端と大黒島南端を結ぶ中心点 点5 尻羽岬東端と大黒島南端を結ぶ中心点から152度30分10,000メートルの点	毎年、10月1日から翌年1月31日まで	49隻	20トン未満	釧路総合振興局管内に住所を有する者	令和4年8月1日から令和4年8月31日まで	1. この公示に係る許可の有効期限は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までとする。 2. この公示に係る起業の認可の有効期限は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までとする。 3. この公示に係る申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公示に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付すことがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、釧路総合振興局長に報告しなければならない。 (2)海中に敷設する刺し網の長さは、次のとおりとする。 ア 白糠海域 7,200メートル以内 イ 釧路・昆布森海域 7,200メートル以内 ウ 厚岸・浜中海域 5,520メートル以内 (3)2枚以上の網地を重ね合わせた刺し網を使用してはならない。 (4)刺し網の沈子綱は、着底するように敷設しなければならない。 (5)海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (6)さけ・ます及び次に掲げるかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ ずわいがに エ べにずわいがに オ たらばがに カ あぶらがに (7)知事が、漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
同上	厚岸・浜中海域	次の点1、点2、点3、点4を結ぶ線及び点4から170度00分の線以東、点5、点6、点7を結ぶ線及び点7から162度30分の線以西の海域 点1 厚岸町と釧路町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点2 点1と大黒島南端を結んだ線上、点1から4,500メートルの点 点3 尻羽岬東端と大黒島南端を結ぶ中心点 点4 尻羽岬東端と大黒島南端を結ぶ中心点から152度30分10,000メートルの点 点5 浜中町と根室市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点6 点5から179度26分100メートルの点 点7 点6から181度40分7,000メートルの点	同上	46隻	同上	同上		